

被災地復興支援交付要綱

(趣旨)

第1条 社団法人高崎観光協会(以下「協会」という。)は、高崎市が行う被災地復興支援事業の趣旨に基づき、高崎市中心市街地で開催される各種イベントに参加する被災地域(以下「被災地」という。)に所在する事業者及び団体等(個人を含む。以下「団体等」という。)に対し費用の一部を助成することにより、被災地の復興を支援するとともに、中心市街地の賑わいの向上と活性化を図る。

(定義)

第2条 この要綱において被災地とは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した岩手県、宮城県、福島県、茨城県内の市町村をいう。

(対象者)

第3条 この助成の対象者は、前条に定める被災地に所在する団体等で、被災地の復興を目的に、高崎市中心市街地で開催される各種イベントに参加しようとするものとし、市が主催・共催するイベントをはじめ、市が適当と認めたものを対象に実施するものとする。

(期間)

第4条 交付対象期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。

(支援の対象)

第5条 各種イベントに参加する際の支援方法は次に掲げるものとする。

(1) 物産品等の販売出店

- ・ 出店料相当額を助成する(1区画あたり)。
- ・ 交通費として一律20,000円を助成する。

(2) アトラクションの出演

- ・ 1団体につき100,000円を限度として助成する。

(支援の申請)

第6条 支援を受けようとする団体等は、イベント開催日前までに被災地復興支援申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、協会理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。

(1) 出店料がかかるものについては、出店料が確認できるもの。

(2) その他理事長が必要と認める書類。

(支援の決定)

第7条 理事長は、前条1項の申請があったときは、その内容を精査し、当該申請について支援を決定するとともに、被災地復興支援決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 支援の決定については、次の条件を付するものとする。

(1) この支援の目的に反する行為をしたと認められる場合においては支援の全部又は一部の

返還を命じることがあること。

3 理事長は、支援をしないことを決定したときは、理由を付し当該申請者に通知するものとする。

(支援の請求)

第8条 前条第1項により支援の決定を受けた団体等(以下「支援団体」という。)は、支援を請求しようとするときは、被災地復興支援請求書(様式第3号)を理事長に提出するものとする。

(変更申請)

第9条 支援団体は、申請書に記載した支援の額に変更が生じたときは、被災地復興支援変更申請書(様式第4号。以下「変更申請書」という。)に変更内容が証明できる書類の写しを添付して、速やかに理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があった場合の助成金の額の確定及び請求の手続きについて準用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

社団法人高崎観光協会
理事長 様

氏名

印

被災地復興支援申請書

下記のとおり被災地復興支援の助成金を交付されたく申請します。

記

- 1 出店するイベントの名称：
- 2 申請金額： 円
- 3 添付書類：
 - (1) 出店許可書の写し
 - (2) 出店料などが確認とれるもの

(様式第2号)

平成 年 月 日

様

社団法人高崎観光協会
理事長 印

被災地復興支援決定通知書

年 月 日付で申請のあった助成金の交付については、次のとおり決定いたしましたのでお知らせします。

記

1 参加するイベントの名称：

2 決定金額： 円

3 その他：

(様式第3号)

平成 年 月 日

社団法人高崎観光協会
理事長 様

氏名

印

被災地復興支援請求書

下記のとおり決定された被災地復興支援の助成金を請求します。

記

- 1 出店するイベントの名称：
- 2 請求金額： 円
- 3 その他：

(様式第4号)

平成 年 月 日

社団法人高崎観光協会
理事長 様

氏名

印

被災地復興支援変更申請書

下記のとおり決定された被災地復興支援の助成金の変更を申請します。

記

1 出店するイベントの名称：

2 変更後請求金額： 円

3 添付書類：

(1) 変更の内容が分かるもの